

宇和島藩大坂蔵屋敷の成立

森 泰 博

はじめに

宇和島伊達家の最も早い時期の大坂蔵屋敷に関する史料は、管見の限りでは元和六年（一六二〇）二月一日伊達秀宗が出した「掟」である。詳細は後述するが、すでに蔵屋敷の建物の建築にかかろうとしている時期のものである。

元和六年といえば、春からの大坂城普請助役を課せられ、大坂との結びつきを強いられた西国大名が、中之島を中心として大坂の堀川ぞいに蔵屋敷を設営し始めた年である。浅野家（広島）は本五分一町に長屋や蔵などを六年十二月に完成させ、同じ頃黒田家（福岡）は白子町に蔵屋敷の基礎地固めを終え、建築を開始しようとしていた。また鍋島家（佐賀）や毛利家（萩）などにより早く、元和初年に天満に蔵屋敷の萌芽ともいえる屋敷を持っている大名もいたから、伊達家

の蔵屋敷設営は決して早いとはいえない。

しかし宇和島伊達家は伊達政宗の庶長子、秀宗が父と共に大坂冬の陣に参戦した功により、慶長十九年（一六一四）二月、大坂で二代將軍徳川秀忠から伊予国宇和郡一〇万石を給知されたことで、初めて国持ち格の大名家となったのである。短期間に多くの武士を召抱え、翌元和元年三月初入部以後、板島丸串城を宇和島城と改名し、整備して新家臣団の形成・維持をはからねばならず、その上に元和六年大坂城普請助役の負担が加わる。このような大名財政困難の中で、宇和島伊達家は、開削されたばかりの長堀の南側に蔵屋敷を設営した。

本稿では、まず宇和島伊達家の成立事情を明らかにし、一七世紀中期までの大坂蔵屋敷・大坂屋敷の整備過程を辿り、その動機を考えてみたい。

一 宇和島伊達家の成立

伊達政宗は小田原出陣の秀吉に謁見を許されて臣従し、正室の愛姫を入質として京都へ送り、翌天正一九年（一五九〇）二月、自らも上京して侍従、越前守に任ぜられた。この年九月、秀宗が政宗の侍妾の子として陸奥国柴田郡村田において誕生している。その後政宗は文禄の役に出陣し、文禄二年（一五九三）閏九月京都へ帰還してから同四年春まで京都に滞在した。他方、聚楽第にいた秀吉は文禄三年人質として上洛した秀宗を引見し、秀頼の家臣にしようとした。⁽³⁾

同じ頃、徳川家康も京都に滞在しており、秀吉が伏見に屋敷を造営し、これを伏見城に造り変えて住むようになる。家康も伏見向島に屋敷を造営し、文禄三年九月ここへ秀吉を迎えるなど、しばらくは聚楽と伏見の間を往返して、秀吉の行く所に扈從し、秀吉の厚い信任をえていたという。⁽³⁾ そこでこの間に秀吉・秀頼に茶の湯で仕えた堺商人、今井宗薫と懇意となり、後に家康・秀忠に茶頭として仕えさせる契機となった。聚楽の伊達屋敷にいた政宗も今井宗薫に近付くことを得たと推測される。

慶長元年（一五九六）四月、秀宗は秀吉の猶子となり、元服して秀吉より諱の字を与えられ、それ迄の兵五郎を改めて秀宗と名乗り従五位下侍従に叙任した。⁽⁴⁾

同三年五月秀吉が伏見城で死没すると政宗は家康に急接近し、翌四年正月娘の五郎八姫と家康の六男忠輝との婚約を結んだ。五奉行へ届出ず、「私に婚姻を定むるは誓詞のむねに背」と咎められた時、政宗

は「今井宗薫がはからひしところ」と弁明し、五奉行による宗薫の処罰は堀尾吉晴らの奔走で事なきを得た。⁽⁵⁾ さらに同年二月八日には五郎八姫の弟にあたる政宗の嫡男、虎菊丸（後の二代仙台藩主忠宗）が大坂で生まれ、政宗の後継者が事実上確定した。

家康は前田利長を屈服させ、慶長五年には、再三の上洛催促に応じず領国で武備を固めているという理由で上杉景勝討伐を決意し、六月二六日大坂城を出発した。政宗も家康側に立つて上杉討伐軍に加わり、六月一四日大坂を出発したが、政宗の任務は上杉を奥州に釘付けにすることであった。家康は、政宗がこの任務を逸脱して、勝手な領地拡張を企むことを警戒し、今井宗薫を陸奥白石に派遣して政宗の動きを監視させ、制約を加えた。⁽⁶⁾

家康が上方を去ったあと、石田三成は家康打倒の軍を起こすべく行動を開始し、秀宗を入質として宇喜多秀家の大坂屋敷に留め置いた。

九月一五日関ヶ原合戦が東軍の大勝利に終わると、政宗は今井宗薫に書を送り、家康に恩賞のとりなしを依頼したという。三好昌文氏の研究によると、その内容に秀宗の大名取り立てのことがあった。⁽⁷⁾「庶子たるにより家督たらず、別に家をおこす」⁽⁸⁾の第一歩であった。

関ヶ原合戦後しばらく秀宗は伏見の伊達屋敷にいたが、慶長七年（一六〇二）九月初めて家康に謁し、本多正信から家康の内意を伝えられて入質として江戸へ移り、政宗から与えられた八重州河岸屋敷に住して厳しい監視と教育を受けた。⁽⁹⁾ この時、山家清兵衛ほか一〇人の侍と二九人の近習を付けられた。後の宇和島伊達家の家臣団の元であ

る。⁽¹⁰⁾

慶長一四年秀宗は、家康の命により、井伊直政の娘と結婚した。

慶長一九年（一六二四）一月大坂冬の陣がおこると政宗・秀宗は江戸から西上し、一五日大坂に出陣した。その功により秀宗は大坂で秀忠より伊予国宇和郡一〇万石を拝領した。それは二月二八日のこととされているが、『伊達家御歴代事記』には一月二九日秀宗が秀忠に御目見し、「種々厚御誼有之、予州宇和島丸串之城地十万石、藤堂和泉守江御預之分御拝領被遊候」とあり、一か月前に内示があつたのであろう。その時、一〇万石拝領に尽力したという本多正純を訪問したように、政宗は今井宗薫のほかにも徳川直臣の有力者に秀宗の大名取り立てのことを頼んでいたと推測される。

佐藤憲一氏の研究によれば、元和二年（一六二六）春、政宗が秀宗にあてた手紙で「秀宗が大名に取り立てられた祝儀として、元和元年諸大名・公家らに多大の進物を配つており、翌年にも大坂で同じ人物に二重に配るなど無分別も甚だしい。秀宗が大名に取り立てられるにしても十万石の三分の一か、せいぜい半分の五万石と予想されたのに、それが何と十万石とは。せめて半分は無いものと考えて京都にたまっている借金三千枚の返済に当たるといふくらいの分別がほしい」と秀宗の浪費を戒めている。三千枚の借金とは、慶長一九年政宗が大坂冬の陣の軍資金として京都の商人から借入れたものであつた。一〇万石拝領以後は政宗から提供された資金を秀宗独自の判断で費消している。慶長二〇年（元和元年）正月、秀宗は將軍秀忠に城地拝領の御礼言上

表 1 藤堂和泉守より引渡の本高内訳

	7万石分	3万石分
松之庄	5,901石560合	
岩藤郷	4,030 326	
岩松郷	1,393 058	
清光郷	2,401 765	
来ノ村郷	4,749 146	1,128石466合
板島郷	3,464 495	
立間郷	298 270	2,771 932
成妙郷	1,790 751	8,261 320
百姓分郷		4,114 420
吉藤郷		3,384 800
黒土郷	6,202 654	7,644 415
周知郷	6,873 601	403 150
柳郷	1,471 781	
永長郷	6,306 790	628 437
山田郷	2,598 854	211 606
岩野郷	14,320 193	740 824
保内郷	10,340 457	718 315
合計	72,143石701合	30,007石685合

『愛媛県史』資料編近世下、224頁より作成。

のため上京したが、暇を得て、三月一八日初めて宇和島へ入部し、秀忠の命で大坂夏の陣には出陣せず、宇和島で待機した。

この初入部にさいし、新たに多くの武士と船頭を大坂で召抱え、依而前々より御附之侍始五十七騎、其外御近習・御小性・御召抱之侍・中間・御徒衆・御大所・御坊主・足輕・御雑人共一同御供した。

宇和郡一〇万石は前年一月以来天領で藤堂和泉守の預りとなつており、秀宗に先行して板島入りした家臣が城代の藤堂新七から丸串城とその付属施設、武器、侍屋敷、田畑物成関係の諸帳面の引渡しを受けた。

「慶長十九年藤和泉守殿ヨリ御引渡高田畑物成分」によれば、一七郷二七三か村の本高一〇万二、一五四石三八六合、元畝田数四、八五

四町八反七畝、元畝畑数二、一五三町四反〇畝一四歩、物成三万七、八六七石一五五合五勺、内大豆七、五一五石七八一合、物成のうち、一万四、〇六五石六斗が未進であつた。本高を、明暦三年に分知される三万石分と、残りの七万石分に分けて、一七の郷別に表示すると、表1のようになる。

二 大坂蔵屋敷の設置

一旦入部した秀宗は、大坂落城後に上洛、閏六月三日二条城で家康に拝謁して、大坂落城の祝儀と宇和郡一〇万石拝領のお礼をのべた。⁽¹⁶⁾ このように慌しい秀宗の入部後の領内における施政は、父政宗が補佐役、監視役として秀宗に付けた目付家老的存在の山家清兵衛を中心に動き出した。

『伊達家御歴代事記』によつて元和元・二年の状況をみる。元和元年「秀宗様、時ニ御歳二十五歳、御政務向諸事旧法ニ従て御取行有之山家清兵衛諸事総奉行し、御大老之如く御政務・御仕置、重役四五人にて取扱ニ相成」。入部後も家臣の召抱えが続ぎ、後発の家臣の下着は夏になつてからであつた。とにかく、本年御初入ニ付、万事上下共繁事にて、混雑のみにて相済」というのが実状であつたのだ。この年の末か元和二年の初めまでには秀宗は江戸へ下り、三月駿府へ赴き、病氣の家康を見舞つた。政宗も、より早く二月に参府して、度々家康を見舞つていた。その頃に秀宗は浪費を戒める父からの手紙を受取つたのである。秀宗は程なく帰国したよつて、「夏頃より御領分御巡在被

遊」とある。⁽¹⁸⁾

元和三年（一六二七）にも將軍秀忠の上洛に合わせて秀宗も上洛した。こうした頻繁な上洛や参府、大名取り立てに対する謝礼のばらまき、入部に伴う物入りなどによる莫大な金銀の費消を秀宗は、新立の一〇万石の大名として確固たる地位を築くための当然の支出と考えていたに違いない。他方総奉行の山家清兵衛は、幼弱な宇和島伊達家の財政基盤を確立し、農村の安定をはかることに全力をつくしたと思われる。双方の路線の対立は、元和六年の山家清兵衛の暗殺と翌七年の政宗による老中への宇和島藩一〇万石返上願いに結果したとみることができ、元和二・三年の段階での山家清兵衛の当面の課題は、秀宗の入部費用など借入金で政宗への返済問題の解決であつた。

山家清兵衛は家臣の「大評議」を主導し、「宇和島拾万石之内、参万石を年々政宗公江御差上」に決定した。「此御取極、多ハ山家清兵衛之所存ニよる旨」という。翌四年から実施し、同五年（一六二九）和田源太夫・矢部理左衛門が三万石分の代官に任命され、宇和島町はづれ北口に仙台役所が置かれたこと以外、「三万石ツツ金高二拘八らす御差上」の具体的内容は何も明かではないが、知行高三万石分（表1参照）の物成を金銀に替えて政宗へ送金するということであらう。

前掲の「慶長十九年藤和泉守殿ヨリ御引渡高田畑物成分」から推定すると、三万石分の物成は米・大豆ともで、最大限一万一〇〇〇石ほどで、未進を差引くとおよそ一万石となる。初期の宇和島伊達家が必要とする金銀を獲得するため、どこで払米していたかについて、管見

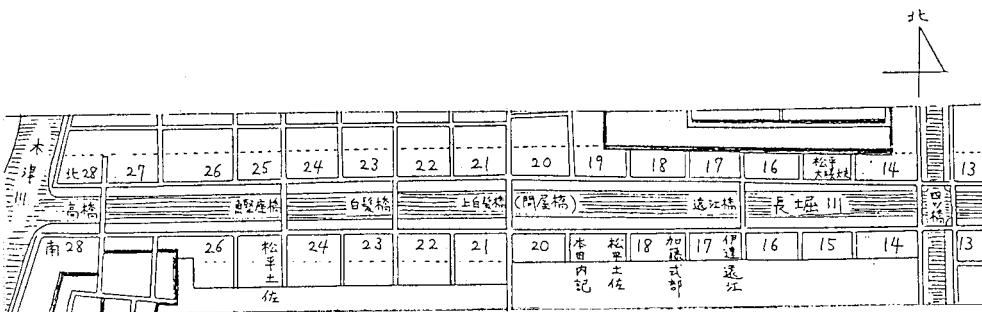
の限りでは全く史料が見当たらない。しかし政宗への送金、京都商人への借銀返済の必要を考えると、早くから上方、とくに大坂城普請助役が発令された元和五年以降は大坂が大きく浮び上がってくる。同家の最初の大坂蔵屋敷が長堀川南輪一七丁目(図1参照)に設置され、明暦三年(一六五七)秀宗が致仕して三男宗利に封(七万石領宇和島藩)を譲り、「年々政宗公江差上」を停止(寛永三年)していた三万石領をそのまま五男宗純に分知(吉田藩)し、長堀川南輪一七丁目の蔵屋敷を吉田藩に譲渡していることから、三万石領物成差上開始が大坂蔵屋敷設置の直接の契機となったと考えてよからう。

冒頭でふれた元和六年二月一日付秀宗の「掟」には、「一、大坂蔵屋敷ニたて可申家の板図を仕、材木とらせ可申候事」とあり、すでに屋敷地も決まり、設計図を作成し、材木を支給するよう、とのことである。場所は推定明暦元年(一六五五)『大坂三郷町絵図』(大阪歴史博物館蔵)の長堀川南岸、遠江橋の南詰西「伊達遠江」と記入されている箇所である。

長堀川は四人の伏見町人の請負で元和五年、八年の間に開削され、川の両側に町屋敷が造成された。⁽²⁾ 遠江橋がいつ架けられたか不明であるが、秀宗は元和八年(一六三二)二月遠江守になったので、これが橋の名となった。さいわい明暦二年正月二六日「長堀惣水帳」(大阪市立中央図書館蔵)が現存するので、宇和島藩蔵屋敷の箇所を見ると

「 南輪十七丁目
四軒役
一、表四拾壹間式尺 裏行式拾間 次良兵衛

図1 「大坂三郷町絵図」西長堀の部分



注:「大坂三郷町絵図」(推定明暦元年、大阪歴史博物館蔵)の記載事項を実測地形図(明治21年「大坂実測図」)の上に書き入れた。算用数字は筆者が記入したもので、明暦2年「長堀惣水帳」(大阪市立中央図書館蔵)に記載の長堀川東端から西端までの南北両側1丁目~28丁目を表わす。

例えば長堀川北の28は「北輪28丁目」南の28は「南輪28丁目」である。ただし記入し難い箇所は記入を省略した。のちに町名は南北14・15丁目は平右衛門町、南北16・17丁目は宇和島町、南北18・19丁目は富田屋町、南北20~25丁目は白髪町、南26・27・28東半分は高橋町、北26・27・28東半分は清兵衛町となる。

本田内記	政勝	郡山
松平土佐	忠義	高知
加藤式部	明成	吉永
伊達遠江	秀宗	宇和島
松平大膳	太夫綱広	萩

合式反七畝十六歩

高合八石式斗六升

と記載されており、反数から換算すると八二六坪である。名請人の次良兵衛は開削請負の伏見町人の一人、池田屋次郎兵衛の子孫とみられ、北・南輪十六・十七丁目はその後、次郎兵衛町、さらに宇和島町と、また遠江橋は宇和島橋と改名された。

宇和島藩の「長堀御屋敷」と明確に書かれた史料は、管見の限りでは、『家中由緒書』に収録された横山勝左衛門の記事が唯一のものである。寛永七年（一六三〇）新知二〇〇石を拝領し、「大坂御役」を勤めていた惣左衛門を父として、正保頃「大坂長堀於御屋敷出生仕候」という。父は慶安元年大坂において病死し、勝左衛門は翌年、秀宗から家督として一〇〇石を下しおかれた。もっと後の時期では、宇和島藩大坂詰役は明らかに家族同伴で蔵屋敷の長屋に居住していたが、早い時期でもそうであったことがわかる。

以上の他に長堀蔵屋敷に関する史料は見当たらない。「秀宗公 不審拔書」に元和八年、秀宗が参勤のため国元を出て、「七月廿八日大坂御着八月三日大坂御発駕、同月廿二日御着府」の（34）記事がみえる。大坂では長堀蔵屋敷に滞在したのである。

なお元和七年（一六二二）京都にも銀一〇貫目で屋敷を購入した。

「永代売渡申家屋鋪之事

合老所者 但、室町通五条坂東屋町西側有之、表拾五間半程へ八町並、南隣弥右衛門、北隣庄衛門、但両前共也
右家屋敷依有要用、銀子拾貫目ニ永代売渡申所実正明白也。若此屋敷

二付、違乱煩之輩猶有之八何時成共売主・受人罷出、其埒明可仕者也。
為其沽券相渡申所為後日売券状如件

元和七辛酉年極月十三日

水原検校

水原庄右衛門

水木内膳

受人町衆

田辺三右衛門

狩野伊左衛門殿

元和九年七月家光の將軍宣下参内の時、寛永三年（一六二六）家光上洛の時、また寛永十一年（一六三四）家光上洛参内の時、いずれも秀宗が家光に供奉したが、この京都屋敷に滞在していたと思われる。

寛永十三年（一六三六）五月政宗の死去により、三万石領の物成の差上は停止されても、宇和島藩の為登米量は増加していたと推測される。しかし精確な為登米量がわかる史料はない。

貞享元年（一六八四）成立の『式墅截』を（35）分析された蔦優氏の研究によれば、表高七万石の宇和島藩の内价高は八万二千石、年貢高四万一千石、うち大坂為登が二万四千石余（うち米一万七千八百石余、大豆六千三百石余）となる。これは年貢高なので、為登量の最大限ということである。

元禄末（一七〇三）の「撰津難波丸」（『国花万葉記』所収）では、大坂為登高は米一万〇三万石、赤米・大豆・小豆・胡麻四千〇五千石、延享四年（一七四七）・安永六年（一七七七）の『難波丸綱目』では、米一

万〓三万石、赤米・大豆・小豆・胡麻六千石と記されており、吉田藩は元禄末以降の各時期とも為登量は中米五〓六千石とされている。

承応二年（一六五三）宇和島藩は大坂中之島久保島町唐津屋勝右衛門の家屋敷を代銀四〇貫目で買収した。売券状の宛名の俵屋六右衛門はこの新蔵屋敷の名代となる。

「売渡申家屋敷事

一、所八中之嶋久保町、表口拾五間裏行町並、東隣京屋伊右衛門、西隣塩屋新左衛門、右之家屋敷代銀四拾貫目二永代売渡申処裏明白也如何様之儀御座候共、我等罷出、無子細相済可申、仍如件

承応二巳五月十二日

売主からつや 勝右衛門

俵屋六右衛門殿

また『家中由緒書』の北村長太夫の項に「承応二巳年、中之嶋御屋敷御買被成、繕作事被仰付相勤申候。京都御屋敷御普請、両年共罷越相勤申候」とあり、購入後すぐ使用できるよう修理改築をおこない、同時に京都屋敷も増築ないし改築したことがわかる。「両年」とは、同じく『家中由緒書』の中村平太夫の項に承応三年、大坂御作事二付而御用被仰付罷登、当正月罷下」とあるように「繕作事」が続行された承応二年と三年をさす。

さらに右の「繕作事」に続いて、沼田甚左衛門が翌「明暦元末八月、大坂中之島御蔵普請奉行被仰付、証人二八斎小右衛門、右両人罷登、翌申五月仕廻罷下候」と中之島蔵屋敷の蔵普請奉行に任命され、九か月の間に米蔵普請を終え、中之島の新屋敷が蔵屋敷としての機能を果

せるようになった。

その直前に作成されたと推定される「大坂御屋敷指図」（伊達文化保存会蔵）が一枚現存する（図2・図3参照）。その裏面には次のように書かれている。

「表指図之通可被相調者也

申ノ

元泉勝太夫
宮崎八郎兵衛
鈴木仲右衛門

三月十日
大坂御普請奉行衆中

中之島屋敷指図（図2）の裏には最終行のあとに「大坂御屋敷指図式枚之内」と付記されているほかは、裏面の記事は一枚とも全く同一で、筆蹟も似ている。文面から解釈する限り、完成した屋敷の絵図ではなく、このように施工せよという建物の配置図ないしは見取図である。申年とは何年か。江戸堀屋敷（図3）は「大坂三郷町絵図」には見えないので、明暦元年より前に遡ることは出来ない。また宮崎八郎兵衛は、万治元年（一六五八）六月八日に秀宗が死没した翌日、九日に江戸において追腹忠死を遂げているので、同年以後ではなからう。そこでこの申年とは明暦二年（一六五六）とせざるを得ない。そうだとすれば、江戸堀二丁目から布屋町にわたる屋敷地の取得は明暦元年中と推定される。しかし管見の限りでは、その取得に関する史料は見出せない。

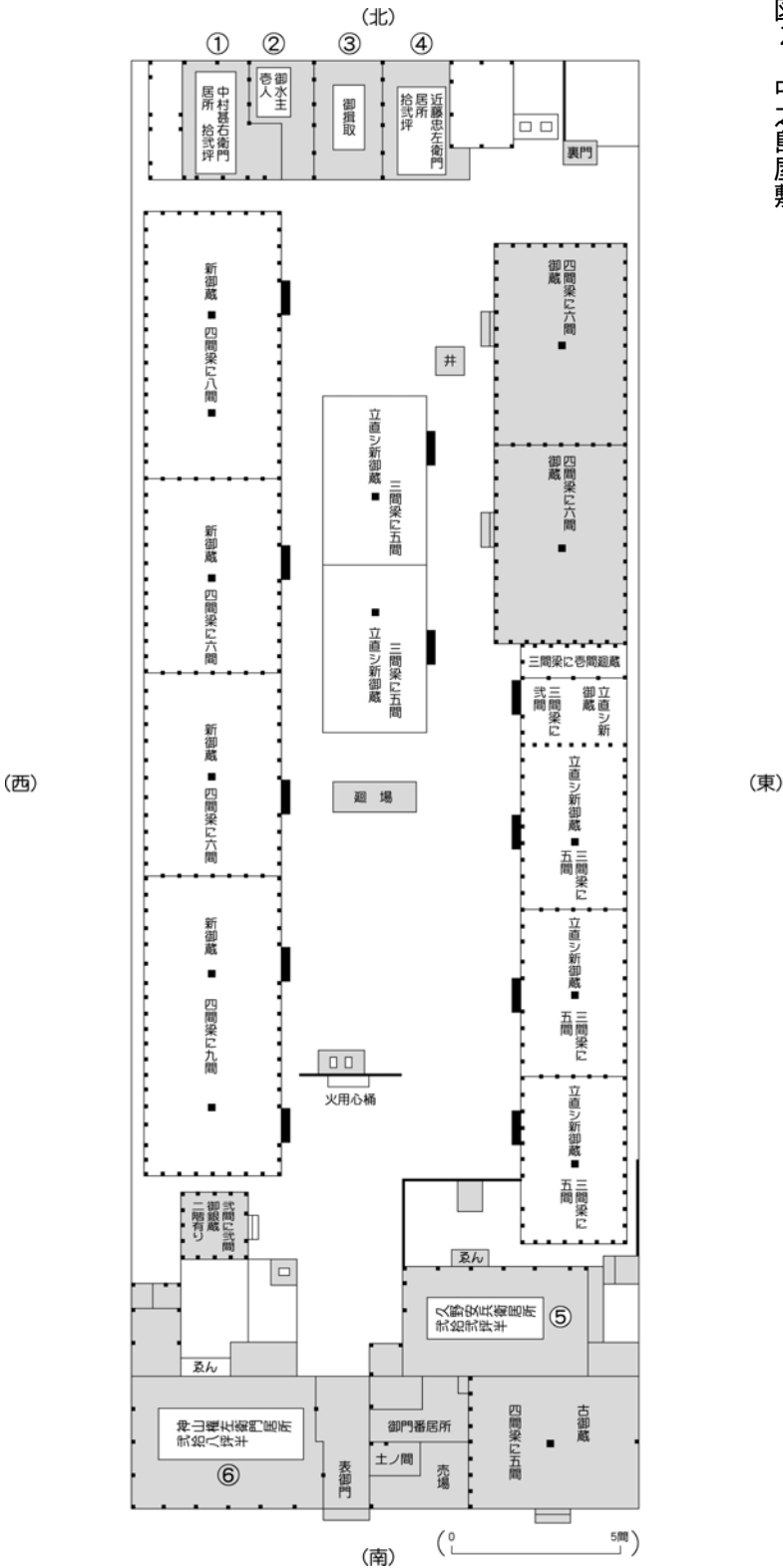
二枚の指図では指図作成時、既設の建物は青、新築または建直しすべき建物は茶で着色している（本稿の図2・図3では青色の建物のみに網がけしてある）。したがって明暦二年「大坂御普請奉行衆」が命ぜられ

たのは、主として茶に着色された建物の建築であった。白い貼紙に
いては、後でふれるが、明暦二年には一切ついてはいなかったはずで

ある。

中之島屋敷（図2）をみると、土佐堀川との間など周辺部が描かれ

図2 中之島屋敷



ておらず、水帳もないので、公簿上の面積はわからないが、塀や建物で外部と区切られた構内だけの面積なら算出できる。

大坂の町屋敷は一間が六尺五寸なので、六尺の一間に換算すると、およそ七七二坪ある。建物の大部分は蔵で、青で着色された既設の蔵が四八坪、古蔵二〇坪、茶で着色された建て直し新蔵が八四坪、新蔵が一六坪、完成すれば蔵の合計は二六八坪となる。古蔵は米蔵ではないようなので除き、坪当り米四〇石を収容しうるとすれば二四八坪で一時に九、九二〇石の米を貯蔵できる。

他の建物は、土佐堀川に面して表門のある敷地南端と堂島川に面して裏門のある敷地北端にかたまっており、北端のごく一部を除いて他はすべて青に着色されている。承応二年の購入時すでに存在していたその後二年程の間に「繕普請」をしたものと推測される。蔵屋敷詰役人の宿舎である長屋が大部分を占めるが、この指図には「長屋」という書き込みはなく、南に「御門番居所」() がみえるのみである。南には「売場」、二階建の「御銀蔵」、中央部には「廻場」があり、払米業務に必須の施設を備えており、米蔵が集中していることから中之島屋敷は狭義の蔵屋敷といえる。

これに対し江戸堀屋敷(図3)をみると、南の江戸堀表口(裏門がある)から一〇間余の幅で西の境界と平行に北の布屋町表口まで真直ぐに線を引いて出来る長方形(六尺一間の計算で四六三坪余)の中にある建物は、すべて青で着色され、屋形の代用建物のようにもみえる。此家五間半二七間、但、外ヒサシ有の他は、全部「長屋」の書き込みが

ある。宇和島藩がこの屋敷を推定明暦元年に取得した時、空屋となっていたが、何年か前までは他藩の蔵屋敷であった可能性もある。

この長方形の北東に出張った梯形の部分(概算六六四坪)の建物はすべて茶で着色されており、新築されるべき主対象であった。中央部には、周囲に十分な空間をとった屋形(御殿)が描かれ、藩主の寢室・次の間・湯殿・書院、台所、御用部屋・小性衆詰所・小人番所・中之間衆(蔵方役・目付役)番所、広間・使者之間・玄關・くつ脱ぎなどかなる。明暦二年から三六年度の元禄五年(一六九二)の佐賀藩蔵屋敷の屋形と比較すると、規模(建坪は概算九二坪)において見劣りするものの、慶安元年(一六四八)作成という岡山藩の中之島築島町蔵屋敷(33)の屋形よりは、はるかに整備されており、作成年次は不明であるが元禄期かと思われる同屋敷の屋形と比較しても遜色がない。

屋形の東には二三頭を収容しうる馬屋が描かれ、そのまた東と北は長屋が並んで屋敷の外壁をなす。米蔵が一棟もなく、参勤交代途次の藩主と供の者の大坂滞在に備えた施設が中心である。「寛文一二年分限帳」に

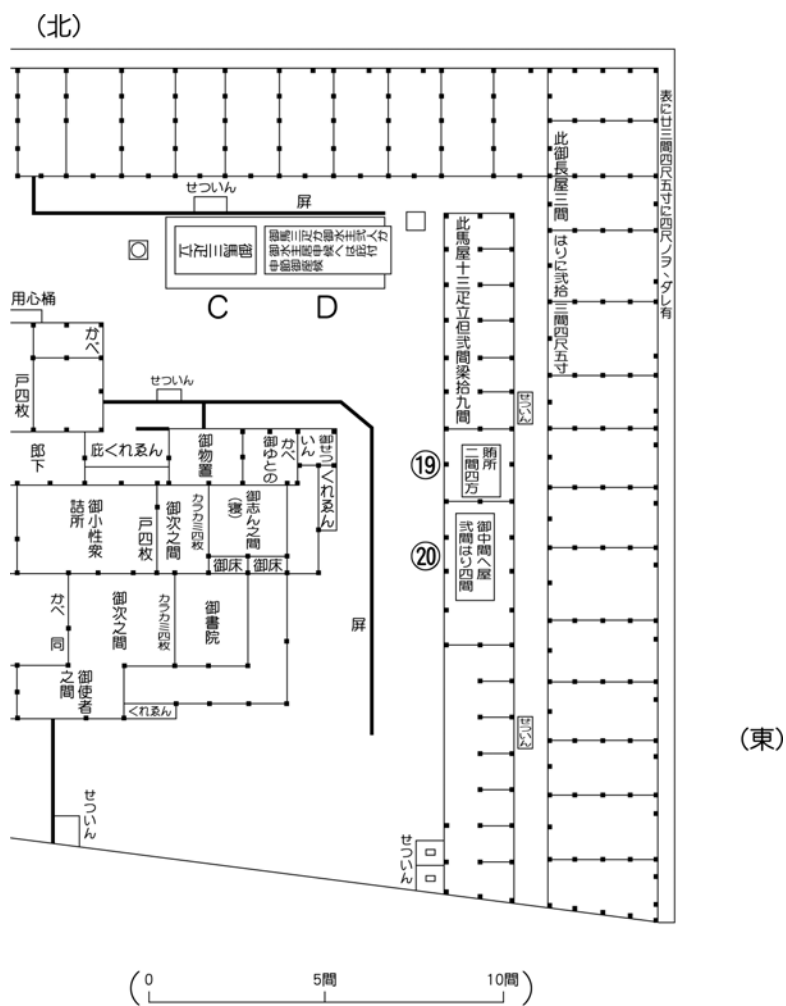
「一、米吉石八斗 町代扶持方共二 御上屋敷年中入目

一、銀貳百五拾四匁九分 御上屋敷年中入目

一、銀百六拾六匁九分 御屋敷入目

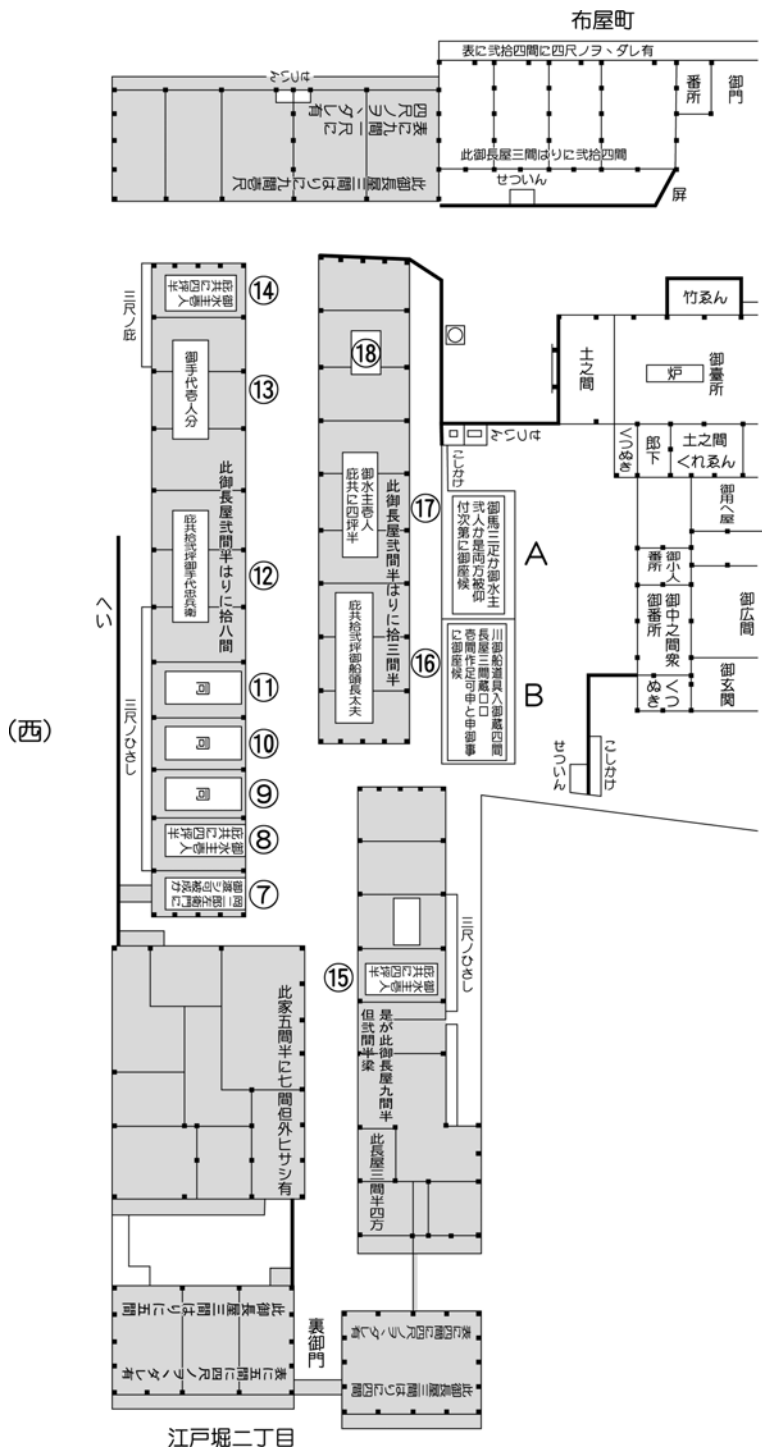
とある中「御上屋敷」とは江戸堀屋敷(江戸堀二丁目・布屋町)、「御屋敷」とは中之島(久保島町)の蔵屋敷のことであろう。

図3 江戸堀屋敷



(南)

宇和島藩大坂蔵屋敷の成立



秀宗が長堀南輪一七丁目に蔵屋敷を設置してから三三年後の承応二年、廻米により便利な中之島久保島町に改めて屋敷を購入し、建屋の繕い普請により蔵屋敷としての整備をはかったが、その頃には諸藩の大坂屋敷がすでに六六もあり、複数の大坂屋敷を保有する藩の数は一五にも達していた（大坂三郷町絵図）。おそらく秀宗も既設の二屋敷のほか、他藩に比し遜色のない屋形を備えた上屋敷を設けようという意思を抱き、家老の元泉勝太夫・鈴木仲右衛門と江戸留守居の宮崎八郎兵衛の名において明暦二年、大坂御普請奉行衆に対し「表指図之通可被相調者也」と命じたと思われる。

しかし大坂両屋敷の建物は、すぐには「表指図之通」進捗しなかった。明暦二―三年に大坂屋敷普請続行の記録はなく、同三年七月秀宗は病氣のため致仕し、翌万治元年（一六五八）六月死没した。その後は、ようやく寛文九年（一六六九）になって、「大坂両御屋敷御普請有之」、⁽³⁶⁾また同一一年（一六七二）、「一、大坂両御屋敷御普請有、御入目高拾八貫五百目」の記録が見出される。先に引用した「寛文十二年分限帳」の「御上屋敷年中入目」「御屋敷入目」は、「大坂両御屋敷」の普請が成就した後の大坂屋敷関係の必要経費であろう。ただし完全に「表指図之通」に完成したという確証は得られない。『家中由緒書』の穴戸次郎兵衛の項に天和四年（一六八四）八月朔日、「大坂御屋敷御長屋御普請方被仰付相勤」、同じく蟻岡甚左衛門の項に元禄一三年（一七〇〇）三月「大坂御屋鋪御屋形御普請之節、証人役被仰付、相勤申候」⁽⁴¹⁾（傍点は森）とあるが、これらの「大坂屋敷」が中之島か江戸堀二丁目・布屋町か

は不明である。さらに注目すべきは『伊達家御歴代事記』貞享三年（一六八六）七月の条に、宇和島藩は中之島北岸の蔵屋敷裏に「築地被仰付」、また元禄一六年九月二六日の条に、「大坂中ノ島御屋敷隣町人家内二付、買添被成度才覚候得共、不埒之所、此度九十貫二丁相調候由、大坂より申来」とある。その坪数は不明であるが、中之島蔵屋敷の総坪数は明暦期およそ七二坪、明治一八年（一八八五）四月朝日新聞社が買入れた中之島旧宇和島藩屋敷の地所は一、一二〇坪余であるから、その間の新築地や買添えなどにより明暦期より三四八坪増して江戸堀屋敷（概算一、一二七坪）とほぼ同じ面積となっていた。このように中之島蔵屋敷拡充策から、元禄一三年の「御屋形御普請」も中之島蔵屋敷においてのことであつたとの推測も可能である。

他方、元禄末の改板とみられる「撰津難波丸」（『国花万葉記』所収）では、第三代藩主伊達遠江守宗賛の大坂屋敷として「江戸堀二丁目」、蔵屋敷として「中之島久保島町」が記されているが、宝永六年（一七〇九）の「公私要覧」では中之島「久保嶋町」のみとなっている。宇和島藩は、秀宗の晩年に取得した江戸堀屋敷を宝永初年に手放し、両屋敷の機能を中之島に集約したのである。以後は明治まで変わらない。

因みに元和七年設置した長堀蔵屋敷は、三万石分知により成立した吉田藩に譲渡され、宝永六年の「公私要覧」でも変わらないが、延享四年の「難波丸綱目」⁽⁴⁵⁾では吉田藩蔵屋敷は江戸堀五丁目（南側）に、また安永六年同上書では大川町に変わっている。

三 延宝期の宇和島藩大坂蔵屋敷

初代藩主秀宗の時代に企てられた大坂蔵屋敷の諸施設が一応整備されたのは、寛文期であった。これを以て大坂蔵屋敷の確立といえるが、その上で寛文末から延宝期にかけて、蔵屋敷詰役の居所の配置の面から、中之島屋敷と江戸堀屋敷がそれぞれのような特徴をもったかを改めて見ておきたい。

大坂蔵屋敷詰役人については、網羅的に明示した史料は現存しないので、『宇城要録』に収録されている諸文書、とりわけ延宝八年（一六八〇）改定の「大坂定引付」および『家中由緒書 上』などから拾い集めると次のようになる。

大坂留守居役	大坂御藏下代
大坂御藏役	大坂御買方下代
大坂御買方役	
大坂御目付役	
証人役	銀見役
川御座船頭	水主元人（一三人）
	中之島御門番

この時期の大坂蔵屋敷詰役総人数は不明であるが、安沢秀一氏が「切支丹宗門改人数目録」（伊達文化保存会蔵）から抽出して、元禄三・四年と宝暦一一年以降について（文化二丁嘉永元年は欠落）男女別に人数を表にされたのを見ると、元禄三年（一六九〇）では、大坂役人男八人・女六人、大坂扶持人男三六人・女二九人、計男四四人・女三五人、

合計七九人であった。⁽⁴⁷⁾ 女が三五人もいたのは、家族を伴っていたからであった。延宝以前でも家族同居がみられ、大坂蔵屋敷で生まれ、後に大坂蔵屋敷詰役となった者も稀ではない。

「大坂蔵屋敷指図」の長屋には白い貼紙が付けられており、居住者の氏名または役職などが記入されている。しかし図2・図3は縮小せざるを得ず、読み取りにくいので、⁽⁴⁸⁾ のような番号を入れ、本文中に記入内容を書いておくことにした。

まず中之島屋敷（図2）をみると、「久野安兵衛居所 貳拾貳坪半」の久野安兵衛は『家中由緒書』によれば、承応三年から寛文元年（一六六二）まで大坂留守居役であった。⁽⁴⁸⁾ 「神山権左衛門居所 貳拾八坪半」の神山権左衛門は「宇和島伊達家御歴代事記」寛文二年の条に「大坂御俵物役 神山権左衛門」とある。⁽⁴⁹⁾ 「近藤忠左衛門居所 拾貳坪」、「中村甚右衛門居所 拾貳坪」の近藤・中村の二人については「家中由緒書」「御歴代事記」に記載がなく役職は不明であるが、大坂御藏役・大坂御買方役または大坂御目付役であろう。その他の貼紙には無記名で、「御損取」、「御水主元人」と船関係の役職のみが記されている。延宝八年の「大坂定引付」には、役人ごとの長屋の坪数ではなく、畳数を定めており、御目付役は一三畳敷、御藏役は一三畳敷、御買方役は一三畳敷、証人は一〇畳敷とする。「大坂御俵物役」と「御損取」にふれた箇所は全くない。そのような役職は廃止されたのであろうか。

江戸堀屋敷（図3）では貼紙に人名が書かれているのは、「庇共拾

式坪 御手代忠兵衛」、「庇共拾式坪 御船頭長太夫」、「岡二郎左衛門ニ御渡シ可被成力」の三枚のみである。御手代忠兵衛とは、「寛文十二年分限帳」に見える、「三人分 銀四百目 御俵物売下代 忠兵衛」⁽⁵⁰⁾と思われる。その北隣「御手代吉人分」の貼紙があつて、ともに各一二坪（三部屋分）の長屋を占めている。「御船頭長太夫」は「寛文十二年分限帳」の「四人分 六石 川御座船頭北村長太夫」⁽⁵¹⁾と思われる。また岡二郎左衛門とは、寛文二年旗本の組分けで鈴木仲右衛門組に属した「四百石 持弓 岡治郎左衛門」⁽⁵²⁾であろう。「御渡シ可被成力」の意味が不明だが、知行高がかなり大きく、大坂屋敷に居住していたとは思われない。

他の貼紙は、
「御水主吉人 庇共四坪半」が九人分
で、船頭長太夫居住の長屋の北端三部屋「（白紙）」も水主三人とすると、中之島屋敷の「御水主吉人」と合せ二三人分で、「寛文十二年分限帳」の「御水主元人拾三人」と一致する。なお佐賀藩蔵屋敷・福岡藩蔵屋敷などと同様、この時期には仲仕は蔵屋敷内には居住していない。

以上は明暦二年指図の既設の長屋に付けられた貼紙であるが、新設（予定）の建物に付けられた貼紙をみると、屋形の東の馬屋の中央部の「賄所式間四方」、「御中間部屋式間はり四間」と屋形の西の記号A・B、屋形の北東のC・Dがあり、馬屋が水主居所にする予定であつたようである。A「御馬三疋力御水主式人力は両方被仰付次第第二御座候」、B「川御船道具入御蔵四間長屋三間蔵」^(差引カ) 〇〇 巷間作足可申

と申御事二御座候」、C「御馬三疋立」、D「御馬三疋力御水主式人力御水主居申候へ八庇付申節御座候」

これらの貼紙の貼付時期の確定はできない。明暦二年当時の計画に沿つて、おそらく寛文九年か一年の「大坂両御屋敷御普請有之」にさいし付けられたと推測される。

その結果、蔵屋敷詰役の主力は中之島屋敷を居所とし、払米の施設や俵物蔵を備え狭義の蔵屋敷とし、江戸堀屋敷には船頭・水主が居住し、その長屋と御屋形と馬屋を備え、大坂屋敷として参勤交代途次の藩主と供の者を応接する態勢が整えられた。

最後に「大坂定引付」（延宝八年）により、蔵屋敷における業務の管理について概観しておきたい。留守居役が中心となるが、単独ではなく蔵役・目付役との協議、三者の立会、証人役の加判などにより、他役人のチェックを欠かさない。

俵物（蔵米・大豆）の売払業務では、上荷船で蔵屋敷へ着いた俵物の受取には留守居役・目付役・蔵役が立ち会い、三人相談の上、米・大豆の上中下を判別し、仲仕により蔵に入れさせる。蔵入賃は百俵に付き六升、俵物の運搬以外で仲仕を使役した場合、一日に一人扶持の飯米を証人役の加判で支給した。俵物蔵の封印は蔵役と目付役の相封であつた。俵物の売払は留守居役・目付役・蔵役が相談の上、米仲買を集めて入札させ、落札者を決定した。蔵役が俵物代銀を受取り、十二貫目に達することに銀蔵に納め、留守居役・目付役・蔵役の相封で保管した。

買方役が必要品を購入するさいには証人役を加えて吟味し、品によつては入札を申し付け、留守居役・目付役の前で札を開き落札を決定し、証人役に秤目を見届けさせて買取り、代銀の領収書に加判させる。

新任の留守居役の役目として、「御長屋借屋之員数絵図に引合見届可被改、借屋賃は御船頭長太夫申付、七月と十二月両度相集させ、御留守居衆受取、元帳に元判取置、御算用可被相遂事」とあり、延宝期にも蔵屋敷内に貸屋があつたこと、図2・3とは全く別の蔵屋敷絵図があつたことがわかる。

結 び

一七世紀前半における宇和島藩の大坂蔵屋敷設置と整備・拡充の過程を、初代藩主秀宗の生立を背景とした一途な性向と関連づけて考察した。

父の仙台伊達家が大藩として近世に存続したのに対し、長い人質生活の後、新大名に取り立てられ、政宗の監督・干渉に抗しながら一〇万石の西国大名として生き残るため積極的な行動に出た。大坂蔵屋敷の整備にもそれが現れている。

政宗への三万石領年貢差上を契機として、元和六年（一六二〇）大坂長堀に屋敷地を買い入れ、蔵屋敷として使用してきたが、承応二年（一六五三）に至つて新たな蔵屋敷の構想を打ち出した。

第一に払米に便利な中之島久保島町に屋敷を買い、米蔵を増設して蔵屋敷の機能を集中すること、第二に明暦元年（一六五五）江戸堀二丁

目から布屋町に続く江戸堀屋敷を取得して屋形を建て、あわせて船頭・水主をこの屋敷に集住させ、馬屋を建て、参勤交代の支援態勢を整えること、であつた。

しかしこの頃から病気がちであつた秀宗は明暦三年隠居し、翌万治元年死没すると大坂屋敷の普請は頓挫し、寛文末年によやく一応の完了をみた。その後の宇和島藩は宝永期に江戸堀屋敷を処分して、中之島屋敷の拡充という現実路線を取つたとみられる。

- (1) 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』史料編近世下、一九八八年、三五六頁。
- (2) 近代史文庫宇和島研究会編『記録書抜・伊達家御歴代事記』一、一九八一年、一七四頁。
- (3) 林屋辰三郎編『京都の歴史』4、学芸書林、一九六九年、五二五頁。
- (4) 「秀宗公不審拔書」前掲『記録書抜・伊達家御歴代事記』一、四頁。
- (5) 『新訂寛政重修諸家譜』第二卷、続群書類従完成会、一九六五年、三三三頁。
- (6) 佐藤憲一『伊達政宗の手紙』新潮社、一九九五年、七七・七八頁。前掲『新訂寛政重修諸家譜』第二卷、三三四頁。
- (7) 三好昌文、著作集 第三卷、二〇〇一年、一四一頁。
- (8) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第二卷、三三〇頁。
- (9) 三好昌文前掲書、二四二頁。
- (10) 前掲『記録書抜・伊達家御歴代事記』一、四頁。
- (11) 同右、一七五頁。
- (12) 三好昌文前掲書、二四三頁。
- (13) 佐藤憲一前掲書、一〇〇～一〇五頁。
- (14) 前掲『記録書抜・伊達家御歴代事記』一、一七六～一七八頁。
- (15) 前掲『愛媛県史』資料編近世下、二二四・二二五頁。
- (16) 佐藤憲一前掲書、一〇二頁。
- (17) 同右、一〇三・一〇四頁。
- (18) 前掲『記録書抜・伊達家御歴代事記』一、一七七～一七八頁。

- (19) 同右、一七八頁。
- (20) 同右、一七八頁。
- (21) 前掲『愛媛県史』資料編近世下、三五六頁。
- (22) 内田九州男「城下町大坂の誕生」、まちに住まつ、平凡社、一九八九年、一三・一四頁。
- (23) 近代史文庫宇和島研究会編『家中由緒書 上』一九七八年、九五頁。
- (24) 前掲『記録書抜・伊達家御歴代事記 一』七頁。
- (25) 『宇城要録 下』伊予史談会文庫。
- (26) 近代史文庫宇和島研究会編『弑墅截 上』一九七七年、弑墅截 下、一九七八年。
- (27) 薦 優「宇和島藩における年貢輸送について」、宇和島東高校研究紀要、一九八〇年。
- (28) 『宇城要録 下』伊予史談会文庫。
- (29) 前掲『家中由緒書 上』一六五頁。
- (30) 同右、四七頁。
- (31) 同右、七八頁。
- (32) 植松清志「近世大坂における蔵屋敷の住居史的研究」、学位論文、二〇〇〇年。
- (33) 宮本又次「大阪の岡山藩の蔵屋敷史料の紹介」、宮本又次編『大阪の研究』第二巻、清文堂出版、一九六八年、九二頁、一〇〇頁。
- (34) 前掲『家中由緒書 上』六一頁。
- (35) 後述のように秀宗の死後、大坂両屋敷の普請の停滞がみられるのは、計画が秀宗の「意思」であつたことの証左である。
- (36) 元泉勝太夫については、前掲『家中由緒書 上』七六頁、富田玄孝の項に、父富田吉庵が「寛永年中被召出」のち訳あつて一時浪人となつていたのを「元泉庄太夫と申御家老取持二而先御出入分二致帰参」とあり、「庄太夫」は「勝太夫」のことと考えられる。元泉家は名家であつたようだが絶家となり、宝暦三年名跡を再興された。『家中由緒書 中』一三八頁。鈴木仲右衛門については『家中由緒書 上』一四〇頁。
- (37) 前掲『記録書抜・伊達家御歴代事記 一』一八九頁。
- (38) 同右、二〇八頁。
- (39) 『増補御年譜徴考』中巻、宇和島市立図書館蔵。
- (40) 前掲『家中由緒書 上』一三四頁。
- (41) 同右、二八一頁。
- (42) 前掲『記録書抜・伊達家御歴代事記 一』「屋敷裏築地」は四九頁、「買

- 添」は二八〇頁。
- (43) 「売渡約定證」(写)朝日新聞大阪本社蔵。
- (44) 「摂陽奇観」浪速叢書 第三、所収、一九二七年。
- (45) 多治比郁夫・日野龍夫編『校本難波丸綱目』一九七七年。
- (46) 『宇城要録 上』伊予史談会文庫。
- (47) 安沢秀一「宇和島藩切支丹類族改・宗門人別改・公儀え指上人数改の基礎的研究」、史料館研究紀要 第二号、一九八〇年。
- (48) 前掲『家中由緒書 上』一〇六頁。
- (49) 前掲『記録書抜・伊達家御歴代事記 一』二〇二頁。
- (50) 前掲『家中由緒書 上』六一頁。
- (51) 同右、六一頁。
- (52) 前掲『記録書抜・伊達家御歴代事記 一』一九八頁。

〔付記〕

伊達文化保存会蔵「伊達家史料」の閲覧を許された上田豊朗伊達事務所長 宇和島藩について御懇篤な御指導を賜った三好昌文先生、史料、文献で御支援いただいた作道洋太郎先生、岩橋勝先生に厚く御礼申し上げます。